

計量証明書

No. gK1801912-001

No. 1/2

西日本鉄道株式会社

様

平成 30年 8月 1日

計量証明事業登録 福岡県知事登録第82号

株式会社 東洋環境分析センター

本社 鹿児島県鹿児島市下伊敷一丁目11番10号

事業所 福岡県福岡市博多区井田三丁目5番10号

Tel 092-588-7750 Fax 092-588-7751

環境計量士 若松 勝男

受付日	平成 30年 7月 20日	受付方法	当方採取		
採取日	平成 30年 7月 20日	時刻	12時 00分		
天候	晴	温度	—		
検査期間	平成 30年 7月 20日 ~	平成 30年 7月 31日			
採取者	山下・平嶋				
試料名	排液	外観	—	臭気	—
採取場所	佐賀県三養基郡基山町大字長野642番地3				

御依頼されました試料の計量結果を下記により証明致します。

計量の対象	単位	計量の結果	定量下限値	基準値	計量の方法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.03以下	JIS K 0102 55.4
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	JIS K 0102 38.1.2及び38.5
有機燐化合物	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	昭和49年 環境庁告示第64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005	0.1以下	JIS K 0102 54.4
六価クロム化合物	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	JIS K 0102 65.2.5
砒素及びその化合物	mg/l	0.002 未満	0.001	0.1以下	JIS K 0102 61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.005以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
アルキル水銀化合物	mg/l	N.D. (0.0005)	0.0005	検出されない	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.003以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.1以下	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.1以下	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.2以下	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002	0.02以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004 未満	0.0004	0.04以下	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	1以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004	0.4以下	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.001 未満	0.001	3以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006 未満	0.0006	0.06以下	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002 未満	0.0002	0.02以下	JIS K 0125 5.2
チウラム	mg/l	0.0006 未満	0.0006	0.06以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
シマジン	mg/l	0.0003 未満	0.0003	0.03以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5の第1
チオベンカルブ	mg/l	0.002 未満	0.002	0.2以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5の第1
ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.1以下	JIS K 0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0102 67.4

備考内容は最終頁に記載

備考

